

千漁調委第 158 号
平成29年2月21日

一般社団法人全日本釣り団体協議会会長 様

千葉海区漁業調整委員会
会長 塩野 健



一都二県連合海区漁業調整委員会指示第13号について（通知）

このことについて、別添のとおり委員会指示が出されましたので、関係者への周知について御協力くださるようお願ひいたします。

なお、委員会指示の内容については、従前と同様の内容です。

千葉県報

定
例
平成29年2月21日

(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の内滑な帰国の促進及び永住の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成二十九年二月二十一日

主
要
目
次
告
示
千葉県公営企業の業務状況の公表

生活保護法等に基づく指定医療機関の廃止(二件)

生活保護法等に基づく指定介護機関の事業者の名称の変更

生活保護法等に基づく指定介護機関の事業者の名称及び指定に係る事業所の名

称の変更

生活保護法等に基づく指定介護機関の主たる事務所の所在地の変更

生活保護法等に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更(二件)

母子保健法に基づく指定養育医療機関の開設者の名称及び診療科名の変更

土地改良区定款の変更認可(三件)

土地地区画整理組合の解散認可

企業土地管理局訓令

千葉県企業土地管理局建設工事等指名業者選定審査会規程の一部を改正する訓

令

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

土地改良区清算人の退任

公共測量の実施(二件)

その他

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
金ヶ作薬局	松戸市常盤平六の三の一五	平成二十八年四月一日
エース薬局	八千代市勝田台北一の二の二	平成二十八年四月十日
医療法人財団東京勤労者	流山市下花輪四〇九	平成二十八年四月三十日
医療会 東葛病院	一	
公津の杜メディカルクリニック	成田市飯田町一二四の三	
鍛治口歯科医院	木更津市畠沢二の三七の五	
グレースデンタルクリニック	白井市南山二の一の二の二	
医療法人社団純誠会上野整形外科	佐倉市生谷一、五五四の一	平成二十八年五月三十一日

千葉県知事 鈴木栄治	日
平成二十八年五月三十一日	

千葉県告示第百六十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の内滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の内滑な帰国の促進及び永住の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成二十九年二月二十一日

千葉県告示第百六十五号
地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第四十条の二第一項の規定により、千葉県公営企業の業務状況を別冊のとおり公表する。

平成二十九年二月二十一日

千葉県知事 鈴木栄治

生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の内滑な

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	千葉県知事 鈴木栄治
セントケア千葉株式会社	千葉市中央区新町一の一七	セントケア訪問看護ステーション八千代市緑が丘二の二の一〇	年三月三十日
			平成二十八年年月日
			年三月三十日

平成29年2月21日(火曜日)

千葉県知事

鈴木 栄治

退任清算人

柏市手賀六一〇番地一

寺田 篤原 喜世雄

惣衛

七九四番地

喜世雄

七二五番地

喜世雄

六〇〇番地

喜世雄

七六五番地

喜世雄

湯浅 染谷 幸文

喜世雄

湯浅 染谷 澄男

喜世雄

湯浅 染谷 澄男

喜世雄

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があつた。

平成二十九年二月二十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によつて囲まれた区域(以下「区域」という。)において、水産動植物の採捕をし、又は遊漁の案内(船舶により乗客を区域内に案内して水産動植物を採捕させることをいう。)をしてはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究等の目的で行うものであつて、一都二県連合海区漁業調整委員会が適当と認めたものについては、この限りでない。

ア 海ほたる北東の突角から八四度四八分(真方位による。以下同じ。)二八三メートルの点

ルの点

イ 海ほたる南東の突角から一七四度四八分二八三メートルの点

ウ 海ほたる南西の突角から二七六度七分三六一メートルの点

エ 海ほたる西北の突角から三四三度二九分三六一メートルの点

(指示の有効期間)

二 この指示の有効期間は、平成二十九年三月一日から平成三十一年二月二十八日までとする。

千葉県 報

葉

千

第13200号

平成29年2月21日(火曜日)

千葉県 報

葉

千

千葉県 報

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉

千

葉